

配付先	監査対象	区分	項目1	項目2	主な内容	報告書	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 状況 	措置等対応状況の区分
保育運営課 財政課	保育園費負担金	指摘事項	③延滞金及び督促手数料について		<p>・定期内に収めない保育料等に対する延滞金及び督促手数料を徴収すべきである。また、延滞金について減免とする場合は適切な承認手続を経る必要がある。</p>	89	<p>延滞金については、平成22年4月分から徴収を行っており、減免については、柏市保育所保育料及び延長保育料減免取扱要領により、柏市事務決裁規程に基づき、適切に承認を行っています。</p> <p>督促手数料については、「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」に基づき、1件につき10円の督促手数料を徴収することになっていますが、外部監査結果の指摘を受け、督促手数料そのものについて見直しを行いました。</p> <p>見直しの結果、督促手数料と徴収に係る事務費用とを比較すると、督促手数料の徴収は費用対効果がとても低いこと。また、中核市及び近隣市へ督促手数料の徴収規定の有無について調査したところ、半数以上の自治体は規定がありませんでした。さらに、柏市では市税について督促手数料を設けていないことから、「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」を廃止することとしました。</p>	措置等を講じた